

## 電源開発促進税法取扱通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 1 共通事項</b></p> <p>(定義)</p> <p>1 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>託送供給等約款</u> 事業法第18条第1項《託送供給等約款》に規定する託送供給等約款をいう。</p> <p>(5) <u>一般送配電事業</u> 事業法第2条第1項第8号《定義》に規定する一般送配電事業をいい、次号の一般送配電事業者が、同条第2項に規定する事業を営むときは、その事業を含むものとする。</p> <p>(6) <u>一般送配電事業者</u> 一般送配電事業を営むことについて、事業法第3条《事業の許可》の規定による許可を受けた者をいい、事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業のうち、小売電気事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業を併せ営むものを含むものとする。</p> <p>(7) <u>小売電気事業</u> 事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業をいう。</p> <p>(8) <u>送電事業</u> 事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業をいう。</p> <p>(9) <u>特定送配電事業</u> 事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業をいう。</p> <p>(10) <u>発電事業</u> 事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。</p> <p>(11) <u>販売電気</u> 法第2条第3号《定義》に規定する販売電気をいう。</p> <p>(12) <u>供給区域</u> 事業法第6条《許可証》の規定により、一般送配電事業者が許可を受けた電気の供給区域をいう。</p> <p>(13) <u>供給販売電気</u> 販売電気のうち、法第2条第3号イに規定する電気をい</p>	<p><b>第 1 共通事項</b></p> <p>(定義)</p> <p>1 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) <u>供給規程</u> 事業法第19条第1項《供給規程》に規定する供給規程をいう。</p> <p>(5) <u>一般電気事業</u> 一般の需要に応じ電気を供給する事業をいい、次号の一般電気事業者が、他の一般電気事業者<del>に当該他の一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業を営むときは、その事業を含むものとする。</del></p> <p>(6) <u>一般電気事業者</u> 一般電気事業を営むことについて、事業法第3条第1項《事業の許可》の規定による許可を受けた者をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) <u>販売電気</u> 法第2条第2号《定義》に規定する販売電気をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(8) <u>供給販売電気</u> 販売電気のうち、法第2条第2号イに規定する電気をい</p>

改 正 後	改 正 前
<p>う。</p> <p>(14) 自家使用販売電気 販売電気のうち、法第2条第3号ロに規定する電気をいう。</p> <p>(15) 定額料金制の供給販売電気 供給販売電気のうち、<u>託送供給等約款又は供給販売電気の供給に係る契約</u>（以下「供給契約」という。）においてその料金が定額をもつて定められているものをいう。</p> <p>(16) 従量料金制の供給販売電気 供給販売電気のうち、定額料金制の供給販売電気以外のものをいう。</p> <p>(17) 計量自家使用販売電気 自家使用販売電気のうち、その電力量の計量につき令第4条第1項《<u>一般送配電事業者</u>が自ら使用した電気の電力量》の規定の適用を受けるものをいう。</p> <p>(18) 推計自家使用販売電気 自家使用販売電気のうち、その電力量の計量につき令第4条第2項の規定の適用を受けるものをいう。</p> <p>(19) 自家使用販売電気の需要設備 令第4条第1項に規定する設備をいう。</p> <p>(20) 発電用設備 令第4条第1項かつこ書に規定する「発電用のボイラー、原子炉、タービン、発電機、燃料燃焼設備その他の発電のために直接使用される設備及び当該設備の運転に直接必要な設備」をいう。</p> <p>(21) 課税標準数量 法第7条第1項第3号《課税標準及び税額の申告》に規定する合計電力量をいう。</p> <p>(22) 課税標準たる数量 課税標準の計算の基礎となる販売電気の電力量をいう。</p> <p>(23) 計量日 令第4条第1項に規定する計量日又は託送供給等約款若しくは<u>供給契約</u>において供給販売電気の電力量を計量することとされている日をいう。</p>	<p>う。</p> <p>(9) 自家使用販売電気 販売電気のうち、法第2条第2号ロに規定する電気をいう。</p> <p>(10) 定額料金制の供給販売電気 供給販売電気のうち、<u>供給規程</u>においてその料金が定額をもつて定められているものをいう。</p> <p>(11) 従量料金制の供給販売電気 供給販売電気のうち、定額料金制の供給販売電気以外のものをいう。</p> <p>(12) 計量自家使用販売電気 自家使用販売電気のうち、その電力量の計量につき令第4条第1項《<u>一般電気事業者</u>が自ら使用した電気の電力量》の規定の適用を受けるものをいう。</p> <p>(13) 推計自家使用販売電気 自家使用販売電気のうち、その電力量の計量につき令第4条第2項の規定の適用を受けるものをいう。</p> <p>(14) 自家使用販売電気の需要設備 令第4条第1項に規定する設備をいう。</p> <p>(15) 発電用設備 令第4条第1項かつこ書に規定する「発電用のボイラー、原子炉、タービン、発電機、燃料燃焼設備その他の発電のために直接使用される設備及び当該設備の運転に直接必要な設備」をいう。</p> <p>(16) 課税標準数量 法第7条第1項第3号《課税標準及び税額の申告》に規定する合計電力量をいう。</p> <p>(17) 課税標準たる数量 課税標準の計算の基礎となる販売電気の電力量をいう。</p> <p>(18) 計量日 令第4条第1項に規定する計量日又は<u>供給規程</u>において<u>従量料金制</u>の供給販売電気の電力量を計量することとされている日をいう。</p>
<p>第2 販売電気の範囲等</p>	<p>第2 販売電気の範囲等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(販売電気)</p> <p>1 <u>一般送配電事業者以外の者が他からの需要に応じ電気を供給し、又は自ら電気を使用している場合におけるこれらの電気は、販売電気に含まれないのであるから留意する。</u></p> <p>(供給販売電気)</p> <p>2 供給販売電気の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法第2条第3号イ《定義》の<u>かつこ書に規定する「他の一般送配電事業者に当該他の一般送配電事業者が営む電気事業の用に供するための電気として供給したもの」</u>には、<u>一般送配電事業者が当該電気の供給先である他の一般送配電事業者</u>に直接供給した電気だけでなく第三者の送電設備を経由して当該他の<u>一般送配電事業者</u>に供給した電気も含む。</p> <p>(2) 法第2条第3号イの<u>かつこ書に規定する「一般送配電事業者が営む電気事業の用に供するための電気」</u>には、当該電気の供給を受けた<u>一般送配電事業者が、一般送配電事業、小売電気事業、送電事業又は特定送配電事業として供給するための電気のほか、当該一般送配電事業者が発電事業のために使用する電気を含む。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 法第2条第3号イの<u>かつこ書に規定する「一般送配電事業の用に供する電線を介することなく特定送配電事業として供給したもの」</u>とは、一般</p>	<p>(販売電気)</p> <p>1 <u>卸電気事業者（事業法第2条第4項《定義》に規定する卸電気事業者をいう。）その他の一般電気事業者以外の者が他からの需要に応じ電気を供給し、又は自ら電気を使用している場合におけるこれらの電気は、販売電気に含まれないのであるから留意する。</u></p> <p>(供給販売電気)</p> <p>2 供給販売電気の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法第2条第2号イ《定義》の<u>かつこ書に規定する「他の一般電気事業者に当該他の一般電気事業者が一般電気事業の用に供するための電気として供給したもの」</u>には、<u>一般電気事業者が当該電気の供給先である他の一般電気事業者</u>に直接供給した電気だけでなく第三者の送電設備を経由して当該他の<u>一般電気事業者</u>に供給した電気も含む。</p> <p>(2) 法第2条第2号イの<u>かつこ書に規定する「一般電気事業の用に供するための電気」</u>には、当該電気の供給を受けた<u>一般電気事業者が、他からの需要に応じ供給するための電気のほか、当該一般電気事業者が発電のために使用する電気も含むことに取扱う。</u></p> <p>(3) 法第2条第2号イの<u>かつこ書に規定する「電気事業法第25条第1項（振替供給）の許可に係る契約により供給したもの」とは、他の一般電気事業者又はその他の者から電気の供給を受けた一般電気事業者が、同時に、その供給を受けた地点以外の地点において、その者にその供給を受けた電気の量と同量の電気を供給した場合の当該電気（以下この号において「振替供給に係る電気」という。）をいうのであるから、その供給した電気の電力量が、その供給を受けた電気の電力量を超える場合は、当該超える部分に相当する電力量の電気については、振替供給に係る電気には該当しない。</u></p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>送配電事業者が維持・運用する一般送配電事業の用に供する電線路と特定送配電事業の用に供する電線路を接続せずに当該一般送配電事業者が特定送配電事業として需要家に電気を供給したものをいう。</u></p> <p>(自家使用販売電気等)</p> <p>3 自家使用販売電気の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法第2条第3号ロ《定義》のかつこ書に規定する「発電のために直接使用したもの」とは、<u>一般送配電事業者が発電事業の用に供する発電用設備</u>において使用した電気をいう。</p> <p>(2) 令第4条第1項《<u>一般送配電事業者が自ら使用した電気の電力量</u>》かつこ書に規定する「発電用のボイラー、原子炉、タービン、発電機、燃料燃焼設備その他の発電のために直接使用される設備」とは、<u>一般送配電事業者が発電事業の用に供する発電用のボイラー、原子炉、タービン、発電機、石炭又は重油等の燃料燃焼設備、ディーゼル機関設備、水車、ポンプ水車、空気圧縮機、ガス発生機、原子炉冷却系統設備、冷却水系統設備、復水器、復水、給水系統設備、原子炉再循環系統設備</u>その他の発電のために直接使用される設備をいう。</p> <p>(3) 令第4条第1項かつこ書に規定する「当該設備の運転に直接必要な設備」とは、前号に規定する設備がその本来の機能を果たすために必要不可欠なものとして当該設備に附属する設備をいう。</p> <p>なお、当該設備には、発電所内に設置された燃料の貯蔵、運搬及び処理設備、所内用水設備、給水設備、給排水処理設備、塩素処理設備、集じん及び排煙脱硫等のばい煙処理設備、灰捨設備、原子炉格納設備、廃棄物処理設備、熱回収設備、計測制御系統設備、放射線管理設備、保安設備、通風装置、ポンプ装置、水路設備、融雪設備並びに主要変圧器又はこれらの設備がその本来の機能を果たすために必要不可欠なものとして当該設備に附属する設備を含むことに<u>取り扱って差し支えない。</u></p>	<p>(自家使用販売電気等)</p> <p>3 自家使用販売電気の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法第2条第2号ロ《定義》のかつこ書に規定する「発電のために直接使用したもの」とは、発電用設備において使用した電気をいう<u>ことに取扱う。</u></p> <p>(2) 令第4条第1項《<u>一般電気事業者が自ら使用した電気の電力量</u>》かつこ書に規定する「発電用のボイラー、原子炉、タービン、発電機、燃料燃焼設備その他の発電のために直接使用される設備」とは、発電用のボイラー、原子炉、タービン、発電機、石炭又は重油等の燃料燃焼設備、ディーゼル機関設備、水車、ポンプ水車、空気圧縮機、ガス発生機、原子炉冷却系統設備、冷却水系統設備、復水器、復水、給水系統設備、原子炉再循環系統設備その他の発電のために直接使用される設備をいう。</p> <p>(3) 令第4条第1項かつこ書に規定する「当該設備の運転に直接必要な設備」とは、前号に規定する設備がその本来の機能を果たすために必要不可欠なものとして当該設備に附属する設備をいう。</p> <p>(4) 令第4条第1項かつこ書に規定する「<u>当該設備の運転に直接必要な設備</u>」には、<u>発電所内に設置された燃料の貯蔵、運搬及び処理設備、所内用水設備、給水設備、給排水処理設備、塩素処理設備、集じん及び排煙脱硫等のばい煙処理設備、灰捨設備、原子炉格納設備、廃棄物処理設備、熱回収設備、計測制御系統設備、放射線管理設備、保安設備、通風装置、ポンプ装置、水路設備、融雪設備並びに主要変圧器又はこれらの設備がその本来の機能を果たすために必要不可欠なものとして当該設備に附属する設備を含むことに取扱っても妨げない。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(4) 発電所内に設置されているサービスホール、管理事務所、倉庫、車庫若しくは守衛所における電気の需要設備又は変電若しくは送電設備は、発電用設備には該当しないことに取り扱う。</p> <p>(5) 前2号に規定する「発電所」とは、第2号及び第3号前段に規定する設備の設置場所をいい、これと道路又は小川等を隔てているなど極めて近接し、かつ、同一管理人によつて管理されている当該設備に附帯した第3号後段に規定する設備の設置場所も、その実態が同一の場所と認められるものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、水力発電の場合における発電目的用のダム、貯水池及び調整池は、発電所と遠隔地にあるときであつても、これに含めて取り扱う。</p>	<p>(5) 発電所内に設置されているサービスホール、管理事務所、倉庫、車庫若しくは守衛所における電気の需要設備又は変電若しくは送電設備は、発電用設備には該当しないことに取り扱う。</p> <p>(6) 前2号に規定する「発電所」とは、第2号及び第3号に規定する設備の設置場所をいい、これと道路又は小川等を隔てているなど極めて近接し、かつ、同一管理人によつて管理されている当該設備に附帯した第4号に規定する設備の設置場所も、その実態が同一の場所と認められるものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、水力発電の場合における発電目的用のダム、貯水池及び調整池は、発電所と遠隔地にあるときであつても、これに含めて取り扱う。</p>
<p><b>第3 課税標準数量の計算等</b></p> <p>(課税標準数量等の計算期間の区分)</p> <p>1 各月における販売電気の電力量の計算の基礎となる期間については、次の点に留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第7条第1項第2号に規定する自家使用販売電気の課税標準たる数量は、<u>一般送配電事業者</u>がその月中において自ら使用した電気の電力量とされているが、ここにいう「その月中」とは、次に掲げる期間をいう。</p> <p>イ～ロ (省略)</p> <p>(供給販売電気の電力量の計算)</p> <p>2 供給販売電気の課税標準たる数量の計算については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>定額料金制の供給販売電気のうち、当該販売電気の電力量を計算するた</u></p>	<p><b>第3 課税標準数量の計算等</b></p> <p>(課税標準数量等の計算期間の区分)</p> <p>1 各月における販売電気の電力量の計算の基礎となる期間については、次の点に留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第7条第1項第2号に規定する自家使用販売電気の課税標準たる数量は、<u>一般電気事業者</u>がその月中において自ら使用した電気の電力量とされているが、ここにいう「その月中」とは、次に掲げる期間をいう。</p> <p>イ～ロ (同左)</p> <p>(供給販売電気の電力量の計算)</p> <p>2 供給販売電気の課税標準たる数量の計算については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後

めの電力量計が設けられている場合の課税標準たる数量は、当該電力量計により計量した電力量とする。

(3) 定額料金制の供給販売電気の課税標準たる数量を、令第2条《定額料金制の販売電気の電力量》の規定により計算する場合における計算方法は、供給契約の種別ごとに、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

イ 総供給契約KW数×平均的な使用時間

ロ 総供給契約灯个数（「供給契約に係る電灯の灯数+供給契約に係る電気機器の个数」をいう。以下同じ。）×平均的な使用電力量

(4) 前号の規定により定額料金制の供給販売電気の課税標準たる数量を計算しようとする場合には、当分の間、次表に掲げる供給契約の種別ごとに、当該種別に対応する同表に掲げる計算式により毎月の当該課税標準たる数量を計算しても差し支えないものとする。

供給契約の種別		計算式
定額電灯	電灯	契約KW数 × 月別使用時間
	小型機器	契約个数 × 20KW時
公衆街路灯		契約KW数 × 月別使用時間
農事用電灯		契約KW数 × 月別使用時間
臨時電灯		契約灯个数 × 40KW時
農事用電力	脱穀調整	契約KW数 × 100時間
	育苗栽培	契約KW数 × 360時間
臨時電力		契約KW数 × 200時間
深夜電力		契約KW数 × 200時間

(注) 1 この表に掲げる契約KW数、契約个数又は契約灯个数は、その月中において料金の支払を受ける権利が確定した定額料金制の供給販売電気の供給契約に係るW数、个数又は灯数を合計して算出するものとする。ただし、臨時電灯、農事用電力及び臨時電力等当該電気の使

改正前

(2) 定額料金制の供給販売電気の課税標準たる数量を、令第2条《定額料金制の販売電気の電力量》の規定により計算する場合における計算方法は、供給規程に定める供給に係る契約（以下「供給契約」という。）の種別ごとに、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

イ 総供給契約KW数×平均的な使用時間

ロ 総供給契約灯个数（「供給契約に係る電燈の燈数+供給契約に係る電気機器の个数」をいう。以下同じ。）×平均的な使用電力量

(3) 前号の規定により定額料金制の供給販売電気の課税標準たる数量を計算しようとする場合には、当分の間、次表に掲げる供給契約の種別ごとに、当該種別に対応する同表に掲げる計算式により毎月の当該課税標準たる数量を計算しても妨げないものとする。

供給契約の種別		計算式
定額電燈	電燈	契約KW数 × 月別使用時間
	小型機器	契約个数 × 20KW時
公衆街路燈		契約KW数 × 月別使用時間
農事用電燈		契約KW数 × 月別使用時間
臨時電燈		契約燈个数 × 40KW時
農事用電力	脱穀調整	契約KW数 × 100時間
	育苗栽培	契約KW数 × 360時間
臨時電力		契約KW数 × 200時間
深夜電力		契約KW数 × 200時間

(注) 1 この表に掲げる契約KW数、契約个数又は契約燈个数は、その月中において料金の支払を受ける権利が確定した定額料金制の供給販売電気の供給契約に係るW数、个数又は燈数を合計して算出するものとする。ただし、臨時電燈、農事用電力及び臨時電力等当該電気の使

改正後	改正前
<p>用期間が短期間のもの（以下「<u>臨時電灯等</u>」という。）の<u>契約灯</u>個数及び契約KW数については、次の各号に定めるいずれかの方法により算出して得た数値を当該<u>契約灯</u>個数又は契約KW数としても<u>差し支えないものとする</u>。</p> <p>(1) 供給契約の種別の異なるごとに、その月中において料金の支払を受ける権利が確定した<u>臨時電灯等</u>の供給に係る総契約口数に、1口当りの平均的な<u>灯</u>個数又はKW数を乗じる方法</p> <p>(2) 供給契約の種別の異なるごとに、その月中において料金の支払を受ける権利が確定した<u>臨時電灯等</u>の電気料金の総額を、<u>1灯</u>個数又は1KW当りの平均的な料金で除す方法</p> <p>2 (省略)</p>	<p>用期間が短期間のもの（以下「<u>臨時電燈等</u>」という。）の<u>契約燈</u>個数及び契約KW数については、次の各号に定めるいずれかの方法により算出して得た数値を当該<u>契約燈</u>個数又は契約KW数としても<u>妨げないものとする</u>。</p> <p>(1) 供給契約の種別の異なるごとに、その月中において料金の支払を受ける権利が確定した<u>臨時電燈等</u>の供給に係る総契約口数に、1口当りの平均的な<u>燈</u>個数又はKW数を乗じる方法</p> <p>(2) 供給契約の種別の異なるごとに、その月中において料金の支払を受ける権利が確定した<u>臨時電燈等</u>の電気料金の総額を、<u>1燈</u>個数又は1KW当りの平均的な料金で除す方法</p> <p>2 (同左)</p>
<p>(推計自家使用販売電気の電力量の計算)</p> <p>3 推計自家使用販売電気の課税標準たる数量の計算については、次による。</p> <p>(1) 令第4条第2項《<u>一般送配電事業者</u>が自ら使用した電気の電力量》に規定する「同項の規定によることが困難である場合」とは、自家使用販売電気の需要設備において使用した電気を計量するための電力量計が設けられていない場合のほか、次に掲げる場合をいう。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>(2) 推計自家使用販売電気の課税標準たる数量の計算は、<u>第3の2《供給販売電気の電力量の計算》</u>の(3)に規定する定額料金制の供給販売電気の課税標準たる数量の計算に準じて行うものとするが、発電所（第2の3《自家使用販売電気等》の(5)に規定する発電所をいう。以下同じ。）及び変電所に係る毎月の推計自家使用販売電気の課税標準たる数量を次に掲げる電力量以上の電力量としている<u>一般送配電事業者</u>がある場合には、当該電力量を当該課税標準たる数量として取り扱って差し支えない。</p> <p>イ～ロ (省略)</p> <p>(3) 内燃力発電所及び無人の水力発電所については、特に支障がある場合を</p>	<p>(推計自家使用販売電気の電力量の計算)</p> <p>3 推計自家使用販売電気の課税標準たる数量の計算については、次による。</p> <p>(1) 令第4条第2項《<u>一般電気事業者</u>が自ら使用した電気の電力量》に規定する「同項の規定によることが困難である場合」とは、自家使用販売電気の需要設備において使用した電気を計量するための電力量計が設けられていない場合のほか、次に掲げる場合をいう。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>(2) 推計自家使用販売電気の課税標準たる数量の計算は、定額料金制の供給販売電気の課税標準たる数量の計算に準じて行うものとするが、発電所（第2の3《自家使用販売電気等》の(6)に規定する発電所をいう。以下同じ。）及び変電所に係る毎月の推計自家使用販売電気の課税標準たる数量を次に掲げる電力量以上の電力量としている<u>一般電気事業者</u>がある場合には、当該電力量を当該課税標準たる数量として<u>取扱つても妨げない</u>。</p> <p>イ～ロ (同左)</p> <p>(3) 内燃力発電所及び無人の水力発電所については、特に支障がある場合を</p>

改正後	改正前
<p>除き、これらの発電所に係る推計自家使用販売電気の課税標準たる数量は、無いことに<u>取り扱って差し支えない</u>。</p>	<p>除き、これらの発電所に係る推計自家使用販売電気の課税標準たる数量は、無いことに<u>取扱っても妨げない</u>。</p>
<p>(端数計算)</p>	<p>(端数計算)</p>
<p>4 課税標準たる数量及び課税標準数量の端数計算は、次による。</p>	<p>4 課税標準たる数量及び課税標準数量の端数計算は、次による。</p>
<p>(1) 従量料金制の供給販売電気の個々の課税標準たる数量又はこれらの数量を合計して算出された<u>従量料金制の供給販売電気の課税標準たる数量にKW時未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てる</u>。</p>	<p>(1) 従量料金制の供給販売電気若しくは計量自家使用販売電気の個々の課税標準たる数量又はこれらの数量を合計して算出された課税標準たる数量にKW時未満の端数が生じた場合には、当該端数を<u>切捨てる</u>。</p>
<p>(2) <u>第3の2《供給販売電気の電力量の計算》の(2)に規定する定額料金制の個々の課税標準たる数量又はこれらの数量を合計して算出された課税標準たる数量にKW時未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てるものとし、その他の定額料金制の供給販売電気の課税標準たる数量を計算する過程における計算要素となる第3の2の(3)に規定する「平均的な使用時間」又は「平均的な使用電力量」に1時間若しくはKW時未満の端数が生じ、又は当該計算により算出された課税標準たる数量にKW時未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てる（以下この号における「これらの数量を合計して算出された課税標準たる数量」と「当該計算により算出された課税標準たる数量」を合計した数量を「定額料金制の供給販売電気の課税標準たる数量」という。）。</u></p>	<p>(2) 定額料金制の供給販売電気若しくは推計自家使用販売電気の課税標準たる数量を計算する過程における計算要素となる第3の2《供給販売電気の電力量の計算》の(2)に規定する「平均的な使用時間」又は「平均的な使用電力量」に1時間若しくはKW時未満の端数が生じ、又は当該計算により算出された課税標準たる数量にKW時未満の端数が生じた場合には、当該端数を<u>切捨てる</u>。</p>
<p>(3) <u>計量自家使用販売電気の個々の課税標準たる数量又はこれらの数量を合計して算出された計量自家使用販売電気の課税標準たる数量にKW時未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(4) <u>推計自家使用販売電気の課税標準たる数量を計算する過程における計算要素となる第3の2の(3)に規定する「平均的な使用時間」又は「平均的な使用電力量」に1時間若しくはKW時未満の端数が生じ、又は当該計算により算出された推計自家使用販売電気の課税標準たる数量にKW時未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(5) 第1号に規定する「<u>従量料金制の供給販売電気の課税標準たる数量</u>」、第</p>	<p>(3) 第1号に規定する「<u>これらの数量を合計して算出された課税標準たる数</u></p>



改 正 後	改 正 前
<p><u>2号に規定する「定額料金制の供給販売電気の課税標準たる数量」、第3号に規定する「計量自家使用販売電気の課税標準たる数量」若しくは前号に規定する「推計自家使用販売電気の課税標準たる数量」又はこれらの数量を更に合計した課税標準たる数量の計算過程に電子計算機を使用しており、その電子計算機の算出数量が1,000KW時位未満の端数を四捨五入した電力量とされている場合には、これらの課税標準たる数量を1,000KW時位にとどめた電力量とすることとしても差し支えない。</u></p> <p>(6) 前号の規定を適用した場合には、納税申告書に区分して記載することとされている令第3条第2号又は第3号《課税標準及び税額の申告》に規定する電力量も1,000KW時位にとどまることとなつても<u>差し支えない。</u>この場合における課税標準数量は、納税申告書に記載されたこれらの電力量を加算した1,000KW時単位の電力量となるのであるから留意する。</p>	<p><u>量」若しくは前号に規定する「当該計算により算出された課税標準たる数量」又はこれらの数量を更に合計した課税標準たる数量の計算過程に電子計算機を使用しており、その電子計算機の算出数量が1,000KW時位未満の端数を4捨5入した電力量とされている場合には、これらの課税標準たる数量を1,000KW時位にとどめた電力量とすることとしても妨げない。</u></p> <p>(4) 前号の規定を適用した場合には、納税申告書に区分して記載することとされている令第3条第2号又は第3号《課税標準及び税額の申告》に規定する電力量も1,000KW時位にとどまることとなつても<u>妨げないのであり、</u>この場合における課税標準数量は、納税申告書に記載されたこれらの電力量を加算した1,000KW時単位の電力量となるのであるから留意する。</p>
<p><b>第4 納税義務の成立等</b></p> <p>(供給販売電気に係る納税義務の成立)</p> <p>1 国税通則法第15条第2項第9号《納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定》に規定する「販売電気の料金の支払を受ける権利の確定の時」の判定は、<u>託送供給等約款又は供給契約に定めるところによるものとする。</u></p> <p>(注) <u>託送供給等約款又は供給契約に定める販売電気の料金の支払を受ける権利の確定の日は、おおむね次のとおりである。</u></p> <p>1 従量料金制の供給販売電気については、<u>計量日とされているが、不在等で計量できなかった場合は、計量に訪問した日とされ、また、電力量計の故障等、特別な事情があり計量を行わなかった場合には、協議により定められた日とされている。</u></p> <p>2 定額料金制の供給販売電気については、当該電気の<u>供給地点の属する計量区域</u>の毎月の定例の計量日とされている。</p>	<p><b>第4 納税義務の成立等</b></p> <p>(供給販売電気に係る納税義務の成立)</p> <p>1 国税通則法第15条第2項第8号《納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定》に規定する「販売電気の料金の支払を受ける権利の確定の時」の判定は、<u>供給規程に定めるところによるものとする。</u></p> <p>(注) <u>供給規程に定める販売電気の料金の支払を受ける権利の確定の日は、おおむね次のとおりである。</u></p> <p>1 従量料金制の供給販売電気については、計量日とされているが、<u>隔月に計量することとしている場合又は不在等で計量できなかった場合の月分については、毎月の定例の計量日とされ、また、電力量計の故障等により使用電力量を協定している場合には、その協定により定められた日とされている。</u></p> <p>2 定額料金制の供給販売電気については、当該電気の<u>需要設備が設けられている地域</u>の毎月の定例の計量日とされている。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(自家使用販売電気に係る納税義務の成立)</p> <p>2 国税通則法施行令第5条第10号《納税義務の<u>成立時期</u>の特例》に規定する「計量の基礎となる期間の経過する時」とは、次の各号に掲げる電気の区分ごとに当該各号に掲げる時をいうものとする。</p> <p>(1) 計量自家使用販売電気 毎月の計量日における計量の時</p> <p>(2) 推定自家使用販売電気 毎月の末日の経過する時。ただし、令第3条第4号《課税標準及び税額の申告》に規定する「計算期間の終了の日」を月の末日以外の日としている場合には、その日の経過する時</p>	<p>(自家使用販売電気に係る納税義務の成立)</p> <p>2 国税通則法施行令第5条第9号《納税義務の<u>成立の時期</u>の特例》に規定する「計量の基礎となる期間の経過する時」とは、次の各号に掲げる電気の区分ごとに当該各号に掲げる時をいうものとする。</p> <p>(1) 計量自家使用販売電気 毎月の計量日における計量の時</p> <p>(2) 推定自家使用販売電気 毎月の末日の経過する時。ただし、令第3条第4号《課税標準及び税額の申告》に規定する「計算期間の終了の日」を月の末日以外の日としている場合には、その日の経過する時</p>